

社外重役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内2-4-1 丸ビル10F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F
 Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

F P

ビットコインでの利益は「雑所得」と国税庁 投資対象としての魅力はなくなった?

仮想通貨の草分け的存在であるビットコインをめぐる、大きな動きがあった。国税庁が、ビットコインで得た利益は「雑所得」に該当するとの見解を示したのだ。「雑所得」は総合課税の対象で、利益が大きくなれば高い税率が適用される。所得税の最高税率45%に住民税をプラスすれば、最高55%。しかも、もしビットコインで損失を被ったとしても、繰り越しはできない。株取引ならば、損失を3年間繰り越してその間に得た利益から控除する損益通算ができるが、ビットコインの場合は損失と扱われることさえない。それでいて税務申告はしなくてはならないので、投資対象としての魅力は少なからず失われた。

ビットコインは値動きが激しいことから、投機的な取引が増えていたが、今後は沈静化するかもしれない。世界を見れば中国で規制が強化されているほか、アメリカではJPモルガンのCEOが「ビットコインは詐欺」とまで発言するなど、逆風が吹いている状況だ。ただし、仮想通貨はフィンテックの代表的な存在で、今後の金融市場を考慮すれば上手に育てていくべきなのは明らか。エストニアのように、政府が仮想通貨の発行を検討する国もあり、値動きで利ざやを得る形でない新たな資産運用スタイルが生まれる可能性もあるだろう。その瞬間を見逃さないよう、あえて少額で動かして、情勢をリングサイドで見守るべきタイミングではないだろうか。

税務会計

医療費控除は領収書が提出不要に 領収書提出に代わり明細書を添付

2017年度税制改正では所得税の医療費控除の見直しが行われ、これまで医療費控除の適用を受けるために必要だった医療費等の領収書の添付又は提示に代えて、2017年分確定申告から「医療費控除の明細書」の添付に変更された。

これを受けて国税庁では、2017年分所得税確定申告における還付申告開始となる2018年1月まで3ヵ月を切ったことから、「医療費控除の明細書」の添付の周知を行っている。

国税庁は、今回の改正のポイントとして医療費控除の明細書の添付が必要になったこととともに、確定申告期限等から5年間、医療費の領収書を保存する必要があり、税務署から求められた場合には提示又は提出する義務があることに注意を促している。

また、医療保険者から交付を受けた医療費通知書(健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」など)を添付することで明細の記入を省略できることも留意点の一つだ。

そのほか、今回の見直しには経過措置として、2017年分から2019年分までの確定申告については、これまでの医療費の領収書などを確定申告書に添付するか、確定申告書を提出する際に提示することで医療費控除の適用が認められる。

なお、今年1月からスタートしている新医療費控除のセルフメディケーション税制についても、医薬品購入費の領収書に代えて明細書を添付することになるが、同様の経過措置がある。

今週のキーワード

ビットコイン

インターネット上で流通している仮想通貨。2008年にサトシ・ナカモトと名乗る人物が執筆した論文で紹介され、2009年に運用が開始された。実際の紙幣や硬貨は発行されていない。通常、通貨は国(中央銀行)が管理しているが、管理者が存在せず、決済も金融機関経由ではないため手数料が発生しないのが特徴。そのため、国境を越えた送金や決済、個人間の取引で利用されている。利便性の高さで支持を集め、1ビットコイン(1BTC)の価値は日本円で40万円以上となっている(9/21現在)。